

林業従事者人材育成に対する助成を行っています

問 農林振興課 林務係 ☎0968・34・3111

営利を目的とした林業に従事するには、刈払機取扱講習、チェーンソー特別教育講習を受講する必要があります。和水町では、林業従事者人材育成を推進しており、資格取得する人に対して受講料を助成します。

- チェーンソー伐木業務特別教育講習会補助 10,000円以内
- 刈払機取扱作業安全衛生教育講習会補助 8,000円以内
- チェーンソー及び刈払機購入補助（講習会受講者に限る）
各々1人1台 事業費の30%以内（上限30,000円）
- * 刈払機取扱講習及びチェーンソー特別教育講習については
「林材業労災防止協会熊本県支部」ホームページ
(<https://www.rinsaibou-kumamoto.jp/>) をご確認ください。



☆林業にチャレンジ！山で働いてみませんか

認定林業事業体（玉名森林組合）では、林業従事者の人材育成に取り組むため、短期間の現場作業員を募集しています。

- 作業内容 草刈り、除伐作業、森林調査
- 作業場所 玉名郡市、荒尾市
- 時 間 午前8時～午後4時40分（実働7時間）
※休憩 午前10時～10時20分、正午～午後1時、午後3時～3時20分
- 日 給 7,000円
- 休 日 第2・4土曜日及び日曜日 ※天候による振り替えあり
- そ の 他 現場へは自家用車でお願いします。
刈払機及びチェーンソーはご持参ください。
（機械代として1,000円別途支給します。燃料は用意します。）
*必要資格は刈払機取扱作業、チェーンソー特別教育受講者となります。
詳しくは、玉名森林組合（☎0968・34・2052）までお問い合わせください。

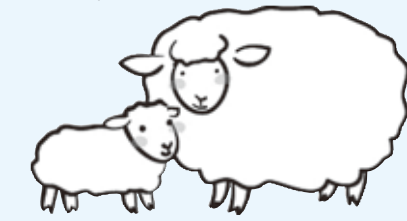
家畜等の小規模所有者は定期報告書の提出が必要です

問 農林振興課 農業振興係 ☎0968・34・3111

家畜伝染病予防法に基づき、家畜等の小規模所有者は、飼養している家畜等の種類及び頭羽数などを年1回県へ報告することが義務付けられています。下記に記載の家畜を飼養されている人は農林振興課まで報告をお願いします。

- 小規模所有者とは、次の頭羽数の家畜・家きんの所有者のことです。
牛、水牛、馬、ポニー 各1頭
めん羊（ひつじ）、山羊、豚、ミニブタ、いのぶた、いのしし、鹿 各5頭以下
鶏、あひる、あいがも、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 各99羽以下
だちょう、エミュー 各9羽以下
※鳩、インコは、報告の必要はありません。
※令和4年2月1日時点の飼養頭羽数での報告になります。

届出期限日 2月18日
届 出 先 農林振興課



熊本県特定（産業別）最低賃金が改訂されました

問 商工観光課 商工係 ☎0968・86・5725

熊本県の特定（産業別）最低賃金が改訂されました。適用範囲について詳しくは、熊本労働局労働基準部賃金室（096・355・3202）または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

(1)熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
熊本県最低賃金	821円	令和3年10月1日

(2)熊本県特定（産業別）最低賃金

産業	時間額	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	863円	令和3年12月15日
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	902円	令和3年12月15日
百貨店、総合スーパー	821円※	令和3年10月1日

※最低賃金法第6条により熊本県最低賃金が適用されます。

シニアカー購入費補助申請を受け付けています（2月28日まで）

問 健康福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724

新型コロナウイルス感染症の影響で、通いの場の休止や利用控え等、高齢者が外に出る機会が減り、閉じこもりがちになることが心配されます。そこで町では、自力で日常生活の維持ができるよう移動や外出の支援策として、ハンドル型電動車いす（シニアカー）購入に対し、その費用の一部を助成いたします。

補助を受けるには申請が必要で、見積書や領収書等の書類提出が必要になります。詳しくは、問い合わせ先にご連絡ください。

- 補 助 額 購入費用の2分の1以内（15万円を限度とします。）
- 補 助 数 30台まで（数に達した時点で、補助を終了します。）
対象となるシニアカーとしては、新車で購入した日本産業規格（JIS）T9208に該当するものに限られます。
- 補助期間 令和3年4月1日から令和4年2月28日の期間中に購入された分
- 補助対象 補助の対象となる人は、町内に住所を有し在宅している65歳以上の高齢者で、次のいずれにも該当する人です。

- (1)シニアカーがないと外出困難であり、自立した日常生活に支障がある人
- (2)介護保険認定要介護2から要介護5の認定がない人
- (3)運転免許証の自主返納者又は保有していない人
- (4)町税及びこれに準ずる納付金に滞納がない人
- (5)他の制度によりシニアカーの購入に関する補助を受けていない人

